

## 九州大学部局長の任命等に関する規則

平成16年度九大規則第74号  
施行：平成16年4月1日  
最終改正：令和4年3月31日  
(令和3年度九大規則第123号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第25条第5項の規定に基づき、部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項を定めるものとする。

(部局長の選考及び任命)

第2条 部局長は、役員会の議を経て、総長が選考し、任命する。

(部局長の資格)

第3条 部局長となることができる者は、別表のとおりとする。ただし、役員会の議を経て、総長がこれにより難いと認める場合は、別表の右欄に掲げる者以外の者を選考できる。

(部局長の選考事由及び手続)

第4条 部局長の選考は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学則第25条第1項に規定する部局を新たに設置するとき。
- (2) 部局長の任期が満了するとき。
- (3) 部局長が辞任を申し出て、総長が承認するとき。
- (4) 部局長が欠員となったとき。

2 部局長（共創学部長、基幹教育院長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長及び病院長を除く。）の選考に係る部局の教授会は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号。以下「教授会通則」という。）第3条第2項の規定に基づき、推薦の経緯及び理由を付して、総長に候補者を推薦することができる。

3 総長は、病院長の選考の事由が生じたときは、九州大学病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

4 選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

5 役員会は、部局長候補者の審議を行うに当たり、候補者から所信を聴くものとする。

6 総長は、部局長候補者を決定したときは、その旨を当該部局の教授会又は選考会議に通知する。

(部局長の任期)

第5条 部局長（共創学部長、基幹教育院長、附属図書館長、病院長及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。

2 部局長は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、役員会の議を経て総長が特に必要と認める場合は、部局長は4年を超えて在任することができる。

4 共創学部長、基幹教育院長及び附属図書館長の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共創学部長の任期は、副学長又は副理事として指名された期間の末日までとする。
- (2) 基幹教育院長の任期は、副理事として指名された期間の末日までとする。
- (3) 附属図書館長の任期は、副学長として指名された期間の末日までとする。

5 病院長の任期は、4年とし、再任されることができない。

6 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長の任期は、総長が定める期間とする。

(部局長の解任)

第6条 総長は、部局長が次のいずれかに該当するとき、その他部局長たるに適しないと認めるときは、その部局長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 前項に規定するもののほか、総長は、部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって、その部局長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その部局長を解任することができる。

3 総長は、前2項の規定により部局長を解任するときは、役員会の議を経るものとする。この場合において、当該部局の教授会は、役員会の議に先立ち、教授会通則第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べるができる。

(副部局長の任命)

第7条 副部局長は、当該部局長の推薦に基づき、総長が任命する。

2 副部局長の任期は、2年を超えない範囲内で当該部局長が指定する期間とする。ただし、当該副部局長への就任時における当該部局長の任期の終期を超えることはできない。

3 副部局長は、再任されることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部局長及び副部局長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第99号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に部局長に任命されている者は、この規則による改正後の九州大学部局長の任命等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、新規則第5条の規定にかかわらず、この規則による改正前の九州大学部局長の任命等に関する規則に基づく部局長としての任期と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際現に副部局長に任命されている者は、新規則に基づき任命されたものとみなし、その任期は、新規則第7条の規定にかかわらず、現に副部局長として付されている任期と同一の期間とする。

4 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 九州大学大学院人文科学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第146号)
- (2) 九州大学大学院比較社会文化研究院長選考規則(平成16年度九大規則第147号)
- (3) 九州大学大学院人間環境学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第148号)
- (4) 九州大学大学院法学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第149号)
- (5) 九州大学大学院経済学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第150号)
- (6) 九州大学大学院言語文化研究院長選考規則(平成16年度九大規則第151号)
- (7) 九州大学大学院理学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第152号)
- (8) 九州大学大学院数理学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第153号)
- (9) 九州大学大学院医学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第154号)
- (10) 九州大学大学院歯学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第155号)
- (11) 九州大学大学院薬学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第156号)
- (12) 九州大学大学院工学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第157号)
- (13) 九州大学大学院芸術工学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第158号)
- (14) 九州大学大学院システム情報科学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第159号)
- (15) 九州大学大学院総合理工学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第160号)
- (16) 九州大学大学院農学研究院長選考規則(平成16年度九大規則第161号)
- (17) 九州大学大学院人文科学府長選考規則(平成16年度九大規則第162号)
- (18) 九州大学大学院地球社会統合科学府長選考規則(平成25年度九大規則第111号)
- (19) 九州大学大学院比較社会文化学府長選考規則(平成16年度九大規則第163号)
- (20) 九州大学大学院人間環境学府長選考規則(平成16年度九大規則第164号)

- (21) 九州大学大学院法学府長選考規則（平成16年度九大規則第165号）
- (22) 九州大学法科大学院長選考規則（平成16年度九大規則第166号）
- (23) 九州大学大学院経済学府長選考規則（平成16年度九大規則第167号）
- (24) 九州大学大学院理学府長選考規則（平成16年度九大規則第168号）
- (25) 九州大学大学院数理学府長選考規則（平成16年度九大規則第169号）
- (26) 九州大学大学院システム生命科学府長選考規則（平成16年度九大規則第170号）
- (27) 九州大学大学院医学系学府長選考規則（平成16年度九大規則第171号）
- (28) 九州大学大学院歯学府長選考規則（平成16年度九大規則第172号）
- (29) 九州大学大学院薬学府長選考規則（平成16年度九大規則第173号）
- (30) 九州大学大学院工学府長選考規則（平成16年度九大規則第174号）
- (31) 九州大学大学院芸術工学府長選考規則（平成16年度九大規則第175号）
- (32) 九州大学大学院システム情報科学府長選考規則（平成16年度九大規則第176号）
- (33) 九州大学大学院総合理工学府長選考規則（平成16年度九大規則第177号）
- (34) 九州大学大学院生物資源環境科学府長選考規則（平成16年度九大規則第178号）
- (35) 九州大学統合新領域学府長選考規則（平成20年度九大規則第107号）
- (36) 九州大学基幹教育院長選考規則（平成23年度九大規則第44号）
- (37) 九州大学病院長選考規則（平成16年度九大規則第179号）
- (38) 九州大学附属図書館長選考規則（平成16年度九大規則第180号）
- (39) 九州大学生体防御医学研究所長選考規則（平成16年度九大規則第181号）
- (40) 九州大学応用力学研究所長選考規則（平成16年度九大規則第182号）
- (41) 九州大学先導物質化学研究所長選考規則（平成16年度九大規則第183号）
- (42) 九州大学マス・フォア・インダストリ研究所長選考規則（平成22年度九大規則第124号）

附 則（平成27年度九大規則第29号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第3号）

この規則は、平成29年7月27日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第31号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第21号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第23号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第7号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第77号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第123号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

部局長	部局長となることのできる者
共創学部長	副学長及び副理事
文学部長	人文科学研究院長
教育学部長	教育学部の教育研究を担当する九州大学（以下「本学」という。）の教授
法学部長	法学研究院長
経済学部長	経済学研究院長
理学部長	理学研究院長及び数理学研究院長
医学部長	医学研究院長
歯学部長	歯学研究院長
薬学部長	薬学研究院長
工学部長	工学研究院長、システム情報科学研究院長及び総合理工学研究院長
芸術工学部長	芸術工学研究院長
農学部長	農学研究院長
人文科学府長	人文科学研究院長
地球社会統合科学府長	比較社会文化研究院長
人間環境学府長	人間環境学研究院長
法学府長	法学研究院長
法務学府長（法科大学院長と称する。）	法務学府の教育研究を担当する本学の教授
経済学府長	経済学研究院長
理学府長	理学研究院長
数理学府長	数理学研究院長
システム生命科学府長	システム生命科学府の教育研究を担当する本学の教授
医学系学府長	医学研究院長
歯学府長	歯学研究院長
薬学府長	薬学研究院長
工学府長	工学研究院長
芸術工学府長	芸術工学研究院長
システム情報科学府長	システム情報科学研究院長
総合理工学府長	総合理工学研究院長
生物資源環境科学府長	農学研究院長
統合新領域学府長	統合新領域学府の教育研究を担当する本学の教授
マス・フォア・イノベーション関係学府長	数理学府長
各研究院長	当該研究院に所属する本学の教授
基幹教育院長	副理事
各附置研究所長	当該研究所に所属する本学の教授
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長	国内外の研究者及び学識経験者
病院長	別に定める者
附属図書館長	副学長
情報基盤研究開発センター長	本学の教授